

令和4年1月号

広報

とかしき

新年明けましておめでとうございます。



消防出初め式は
令和4年1月6日です。

もくじ

★今月の主な内容

- ◎新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目）について
- ◎子育て世帯への臨時特別給付金について
- ◎野焼きは必ず「届け出」が必要です
- ◎事業者向け 渡嘉敷村事業者等支援金
- ◎村内でPCR検査が気軽に受けられます
- ◎毎月10日はウォーキングの日
- ◎コロナに負けないカラダ作り★レシピ集

★その他、各課からのお知らせ

渡嘉敷村の人口・世帯数

令和3年11月30日 現在

令和	3年10月末	3年11月末	比較
世帯数	408	409	1
渡嘉敷	466	471	5
阿波連	243	241	-2
前島	0	0	0
計	709	712	3

新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目）について

渡嘉敷村では、新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種を村民の皆様にも円滑に接種していただけるよう、準備を進めています。

○接種対象者について

新型コロナウイルスワクチンの追加接種を受けられるのは、原則２回目の接種から８ヶ月以上経っている１８歳以上のかたとなります。

○接種券郵送予定日

令和４年 １月１２日（水）

○接種予定日

令和４年 ２月１６日（水） ２月１７日（木）

※１回目、２回目の接種は随時受け付けております。接種日は接種予約者が６人集まり、医師との日程調整が完了した時点で、対象者にお知らせいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育しているかたの子どもたちに１人当たり１０万円の給付を行います。

○支払予定日

令和４年１月１７日（月）

お問合せ

渡嘉敷村役場 民生課 ０９８－９８７－２３２２

ちよつと待って！



その野焼き、 届け出が必要です。

農林業を営む際に社会通念上やむを得ないと考えられる範囲内で行われる焼却であっても、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」として、渡嘉敷村火災予防条例第45条第1項に基づき、事前に渡嘉敷村長（村役場 総務課）まで届け出なければなりません。

※届け出は、村が焼却行為等の実施状況を把握するためのものであり、届け出をしたからといって他の人が迷惑や危険に感じるような焼却行為を行ってよいわけではありません。周囲への十分な配慮をお願い致します。

野外焼却(野焼き)をする場合の注意点

農林業を営むためであっても、他の人に不快な思い、迷惑をかけるような焼却行為はしてはいけません。

焼却行為を行う場合は、次のことに注意してください。

- 監視人を必ず置き、その場を離れない。終わった後は消火の再確認をすること。
- 周辺住民・農家に事前に野焼きすることを周知し、迷惑にならないように風向きを考慮すること。気象の変化に十分注意し、危険と思われるときは速やかに中止すること。
- 強風時や乾燥注意報・警報等が発令された場合は焼却はせず、日程の変更を渡嘉敷村役場 総務課までご連絡下さい。
- 刈草等は十分に乾燥させ、焼却は堆肥等にするための必要最小限の量とすること。一度に大量に燃やさないこと。
- 一緒に家庭ごみや、プラスチック、ビニール類を燃やさないこと。ダイオキシン類が発生する場合があります大変危険です。

☆届出の有無にかかわらず、煙や異臭等によって周辺から苦情が出た場合や、気象状況により中止していただく場合があります。

廃棄物焼却の原則禁止について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則として野焼きは禁止です。違反すると罰則の対象になりますのでご注意ください。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条」 …五年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

* * * * *

野焼きの届け出に関するお問い合わせ 総務課 (098-987-2321)

農業に関するお問い合わせ 観光産業課 振興係 (098-987-2323)

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ
避難指示で**必ず避難**

ひなんかんこく
避難勧告は**廃止**です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

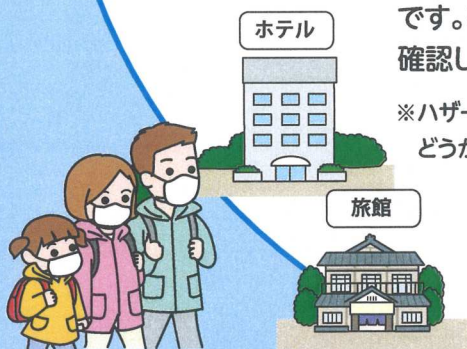


普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

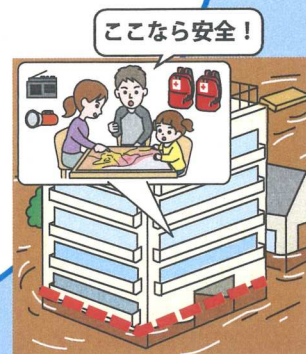


### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

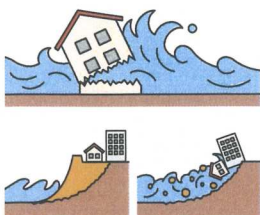
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

#### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

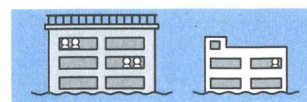
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

#### ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

#### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

事業者向け

# 渡嘉敷村事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けた事業者に対して、支援金を給付します。

## 対象条件



★令和3年4月から9月まで、どれかひとつでも月の売上が、前年、または前々年の同じ月の売上と比べて、20%以上減っていること。

令和元年（2019年）B		令和3年（2021年）A		同月比 (B/A)
月間事業収入(売上)		月間事業収入(売上)		
4月	¥502,000	4月	¥409,900	82%
5月	¥512,000	5月	¥412,900	81%
6月	¥392,020	6月	¥309,054	79%
7月	¥687,000	7月	¥605,000	88%
8月	¥799,000	8月	¥695,510	87%
9月	¥643,000	9月	¥601,000	93%

比べる年は、令和元年でも、令和2年でもOK

今年の売上が80%以下の月がひとつでもあればOK

今年6月の売上が、令和元年6月の売上より **21%減!** (100%-79%)

## 給付額

★「10万円 + 加算措置（上乗せ）万円（1回限り）。

☆加算措置：従業員の数に応じて上乗せします。

従業員数×5万円

（従業員とは、令和3年9月末までに雇用された雇用保険被保険者）

※申請の際に雇用保険被保険者番号が必要です。

3人×5万円=15万円を10万円に上乗せ（イメージ）

		令和3年4月1日～令和3年9月30日									
		昭和…平成…	令和3年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
例えは 被保険者番号 1234-567890-1 被保険者番号 1234-567890-2 被保険者番号 1234-567890-3 被保険者番号 1234-567890-4 被保険者番号 1234-567890-5	昭和60年4月1日入社			4月30日退職	対象						
				対象	5月1日入社			8月31日退職			
	昭和60年4月1日入社			3月31日退職	対象外						
						9月1日入社	対象		在職中		
						対象外	10月1日入社		在職中		

## 給付対象外

★令和3年4月～9月の月の売上が、令和元年または令和2年と比較して20%以上減っている月がひとつもない場合。

★新型コロナウイルス感染症拡大の影響が原因ではない売上減。

★新規開業時期が令和3年4月以降。

★従業員の雇用が確認できない場合（加算措置）。

## 申請期間

**2021年(令和3年)12月15日から2022年(令和4年)2月14日まで**

※詳しくは渡嘉敷村事業者等支援金交付要項をご確認ください。

問い合わせ 観光産業課 TEL987-2333

# 『渡嘉敷村ボランティア清掃用ごみ袋』を 無料で配布します!



きれいな島がしめます。  
渡嘉敷村

## ボランティア袋(大)

~~ごみの減量に協力しましょう~~

渡嘉敷村役場 民生課  
☎098-987-2322



### ○ 渡嘉敷村ボランティア清掃用ごみ袋交付要綱

この要綱は、清潔で快適な地域環境を維持するため清掃を行う、渡嘉敷村内の各世帯又はボランティア団体に対し、ボランティア清掃用ごみ袋を交付することについて必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を促進することを目的とする。

### 交付対象活動

- 地域周辺の生活環境保全のための清掃活動
- 自宅周辺等の「ゼロゴミの日」の清掃活動
- 海岸や道路、港その他の公共の場所を義務なく無償で行う清掃活動

- ◇ 交付を受ける場合は「**交付申請**」が必要です
- ◇ 申請時間は、**平日の午前8時30分～午後5時迄**です
- ◇ 交付枚数には、**制限**があります
- ◇ 詳しくは、村HPもしくは民生課へお問合せ下さい



## 美ら島を守ろう♪

お問合せは・・・

村役場 民生課 987-2322

# 年末・年始のごみ収集日程について

年末・年始のごみの収集は下記のとおりとなります。  
村民のみなさまのご協力をお願いします。

日付	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日
種別	水	木	金	土	日
燃えるごみ	—	休業	収集	休業	休業
燃えないごみ	収集	休業	—	休業	休業
ゼロごみ（草木）	—	休業	—	休業	休業
持込ごみ	午前中	休業	午前中	休業	休業

日付	1月3日	1月4日	1月5日	1月6日	1月7日
種別	月	火	水	木	金
燃えるごみ	休業	収集	—	—	収集
燃えないごみ	休業	—	収集	—	—
ゼロごみ（草木）	休業	収集	—	—	—
持込ごみ	休業	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り



ごみの分別について、ご協力をお願いします。



問合せ先…

民生課・987-2322

クリーンセンター・987-3610



渡嘉敷村長



送水管・配水管布設工事のご協力願い

このたび村道渡嘉志久線におきまして、送水・配水管の取替え工事を行う事となりました。施工期間中は、近隣住民の皆様並びに村道渡嘉志久線の利用者の方々にはご不便をおかけするとともに工事による騒音や振動等で何かとご迷惑をおかけするとは思いますが、細心の注意を払うよう努めますので、皆様のご協力の程よろしくお願い致します。

尚、何かお気付きの点がございましたら、下記の担当者までご連絡下さいますよう、よろしくお願い致します。

記

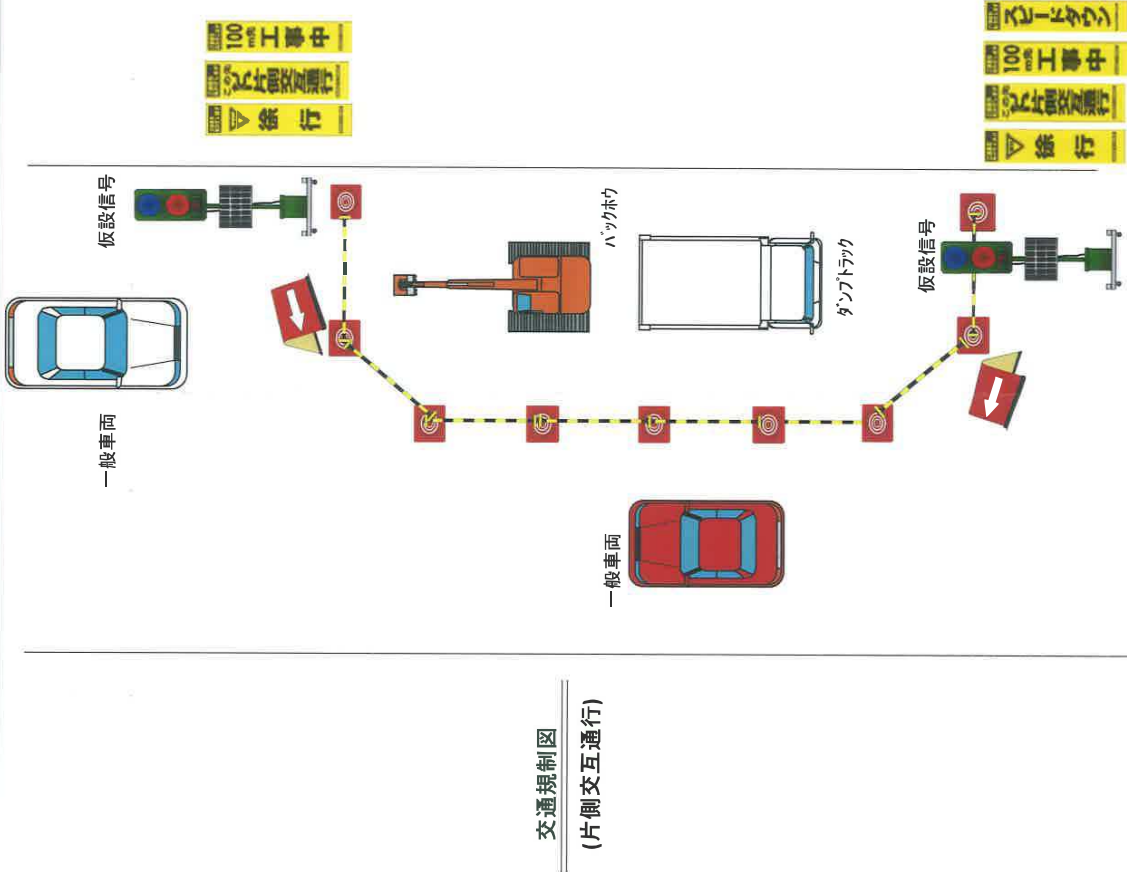
工 事 名：令和2年度渡嘉敷村送水・配水管工事  
工 事 場 所：下記位置図参照  
施 工 時 期：令和3年12月15日（水）～令和4年2月15日（火）  
（何かあればお気軽に声を掛けて下さい!!!）  
工 事 時 間 帯：午前8時～午後5時30分の間（現場状況により日曜作業の場合もあります）  
交 通 規 制：交通規制あり（片側交互通行）  
担 当 課：渡嘉敷村 観光産業課 TEL:098-987-2323  
施 工 業 務 者：株式会社 田中工業  
現 場 事 務 所：渡嘉敷村字渡嘉敷村217番地  
現 場 担 当 者：仲本 大作 TEL：090-5293-9995

位置図



工程表

工 種	令和3年			令和4年	
	11月	12月	1月	1月	2月
準備工					
掘削・管布設工事					
舗装工事					
滑止め舗装・区画線					
片付け					



# 定期報告書の提出について

- ・ 令和3年10月1日から飼養衛生管理基準が新しくなりました。
- ・ **今後は、新しい報告様式にて、以下により提出してください。**
- ・ 新様式は、以下ホームページ(農水省)から入手できます。  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)  
市町村にも送付していますのでご相談ください。

## **以下の家畜を飼養している方は提出の義務があります。**

- ①牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
- ②豚、いのしし
- ③鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- ④馬

## **提出期限**

- ①、②、④は、毎年4月15日まで
- ③は、毎年6月15日まで

## **提出様式**

- 1. 基本情報 1-2. 飼養衛生管理者
- 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況  
(自己点検してチェックを入れてください)
- 3. 必要な添付書類

ただし、以下の方は2及び3の提出不要。1のみ提出してください。

牛・水牛・馬・・・1頭のみ飼養

豚・いのしし・山羊・・・飼養頭数が6頭未満

鶏その他家きん・・・飼養羽数が100羽未満、(だちょう10羽未満)

(提出先)  
沖縄県中央家畜保健衛生所

〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里2085  
TEL: 098-945-2297 FAX: 098-945-3467  
Email: xx043010@pref.okinawa.lg.jp

渡嘉敷村役場 観光産業課での取りまとめも行っています。希望する方は、中央家畜保健衛生所への提出期限の15日前までに役場へご提出ください。

(①、②、④は3月末日までに、③は5月末日までにご提出ください。)

渡嘉敷村役場 観光産業課 TEL 098(987)2323

# 令和3年度 産業展示会

2月15日（火）開催決定！

## 出品について

(1) 受付時間 令和4年2月14日（月） 10:00～14:00

(2) 応募方法 受付時間内に、渡嘉敷村中央公民館1階 までご持参下さい。

(3) 表彰式 令和4年2月15日（火）10:30～

(4) 応募条件

- ・村内で収穫された農産物、村内の農林水産物を用いた加工品、手工芸品であること。
- ・農作物は調整（土落とし、下葉の除去等）を充分に行う。
- ・所定の容器に入れる。
- ・大根・キャベツ・白菜等の大きめの野菜は3個をビニール袋かはだか。
- ・人参・トマト等の小さめの野菜は2kg程度をビニール袋かカゴ。
- ・ネギ・春菊・ほうれん草などの葉野菜は500gをビニール袋かカゴ。
- ・加工品はプラスチック等の透明な容器に入れる。
- ・出展品から試食を出すことについてご了承をお願いいたします。
- ・出展物は当日2月15日（火）14:00～15:00に持ち帰る。



## 即売会への参加について

(1) 開催時間 令和4年2月15日（火）11:30～14:00

(2) 申込方法 産業展示会および渡嘉敷島特産物に関する商品で2/14（月）10:00～14:00に受付のあったもの。

※ただし、加工品については食品衛生法等の関係諸法令を遵守すること。

- ・品評会出展品については、11:30～14:00の販売とし、受付にて一括精算とする。売上金は14:00以降の受取時間に手渡す。
- ・出展品以外は11:00～14:00の時間、販売者の責任で販売すること。

(3) 販売場所 中央公民館ホール

## 個人による出店について

(1) 受付時間 令和4年2月14日（月） 14:00まで

(2) 応募方法 受付期限までに、渡嘉敷村役場 観光産業課までお申し込み下さい。

(3) 応募条件

- ・村内で収穫された農産物、村内の農林水産物を用いた惣菜、加工品、手工芸品であること。
- ・惣菜、加工品等については食品衛生法等の関係諸法令を遵守すること。
- ・商品及びその売り上げは本人で管理すること。

(4) 出店料 無料

(5) 販売場所 中央公民館玄関

※詳しくは 渡嘉敷村役場観光産業課までお問い合わせ下さい。

TEL 098（987）2323



**受付及びご参加等の際は、新型コロナウイルス等 感染症予防対策にご協力下さいますようお願い申し上げます。**

* * * * *

# 農業用施設の清掃について

* * * * *

渡嘉敷村集出荷施設・農産物処理加工施設の一斉清掃を、下記の日程で行います。

農業従事者の皆様は、声を掛け合い、ふるってご参加下さるようお願い致します。

● 日 時 ●

令和4年1月18日（火）14：00～16：00

● 集 合 場 所 ●

渡嘉敷村集出荷施設前

「自分の物、置き忘れてないかな～??」そんな方は、清掃に必ずご参加いただくか、事前に村役場 観光産業課まで事前にお申し出下さい。



みんなで気持ちよく使えるよう  
みんなできれいにしましょう！

※ 軍手やくま手、草刈り機等の清掃用品をお持ちの方はご持参下さい。

担当 観光産業課 振興係

TEL 098（987）2323

# 令和2年4月1日から「農地利用集積円滑化事業」 は「農地中間管理事業」へ移行しています

「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和2年4月1日より一部改正され、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業等）は、農地中間管理事業へ移行（統合一体化）しています。

## ■法改正によりこう変わりました

円滑化事業から中間管理事業への移行（統合一体化）

1. 令和2年4月1日以降、円滑化事業による新規の借受・貸付はできません。
2. 円滑化事業を通じて賃貸借を行ってきた農地があれば令和2年4月1日以降、契約期間が満了したものから随時、中間管理事業等へ移行します。

## ■今後、農地貸借は次の方法から選択していただくこと となります

### ①中間管理事業を利用する

沖縄県農業振興公社（農地中間管理機構）を介して農地の出し手と受け手が契約する、「農地中間管理事業」へ移行しています。

→（公財）沖縄県農業振興公社【098－882－6801】へご連絡ください。

### ②地権者と耕作者が相対で契約する

農地の出し手と受け手が直接契約を行います。賃借権・利用権設定を行う場合は、村農業委員会への申請が必要です。

## ■農地の相続登記をお願いします

農地の所有者がお亡くなりになっている場合は相続登記を行ってください。2024年には相続登記が義務化され、所定の期間内に手続きを行わない場合については罰則規定が設けられます。

.....  
渡嘉敷村農業委員会・渡嘉敷村役場観光産業課  
TEL : 098(987)2323

# 令和3年分『確定申告及び住民税申告』のお知らせ

※今年度も昨年同様事前予約制とします。電話でお問い合わせください。  
確定申告期限間際は大変混み合います。お早めのご予約をお願い致します！！

## ● 渡嘉敷村役場での確定申告 ●

令和3年分の『確定申告及び住民税申告』の受付を、渡嘉敷村役場にて下記のとおり実施します。期限内に申告して下さいますようお知らせします。

場 所：村役場内（総務課 987-2321）

期 間：令和4年2月16日（水）～ 3月15日（火）

※土日、祝祭日を除く

時 間：午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

## ● 渡嘉敷村役場以外での確定申告 ●

### ◆北那覇税務署による令和3年度確定申告

場 所：（相談・提出） 浦添市産業振興センター・結の街（浦添市勢理客4-13-1）

期 間： 令和4年2月1日（火）～ 3月15日（火）※土日、祝祭日を除く

但し、令和4年2月20日（日）、2月27日（日）に限り、確定申告の相談・受付を行います。

※確定申告会場への入場には整理券が必要です。（申告書等の提出のみの場合は不要です。）

対応業務： 確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談

### ◆国税庁HP 確定申告書等作成コーナー

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

ご自宅で、パソコンとスマホでe-Taxで確定申告ができます。

- ・作成した確定申告書等はe-Taxで送信するほか、印刷して税務署へ郵送で提出することもできます。
- ・一度作成したデータを保存しておけば、次の年の申告に引き継ぐことができます。申告の効率化や、経営の管理に役立ちます。



令和3年分 確定申告特集(準備編)

で検索！

## 令和4年度 給与支払報告書（総括表）の提出について

給与支払報告書は「個人別明細」と「総括表」があります。

「個人別明細」は給与支払いを受ける従業員個人の情報が書かれています。

「総括表」はその市町村に提出する個人別明細の取りまとめ表です。

総括表には、その市区町村に何人分の個人別明細を提出したか、退職した人の有無、特別徴収・普通徴収の人数などが記載されます。

給与支払報告書を提出する対象となるのは前年1月1日～12月31日のうちに給与を支払った全員です。

新しく雇用したばかりで、12月に1度だけ給与を支払った人も、年の途中で退職した人も全て提出対象となります。

提出場所：従業員が提出する年の1月1日時点で住んでいる自治体が提出先となります。

給与支払報告書の提出期限は令和4年1月31日（月）です。期限内の提出をお願いします。



所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください

～ 所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット ～

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。
- 生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。  
※ 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理しています。※ 1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。



～マイナポータルを活用して所得税の確定申告を簡単・便利に～

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税申告書へ自動入力することが可能となりました。令和4年1月からは「ふるさと納税」や「地震保険料控除証明書」、2月上旬からは「医療費（令和3年分については、令和3年9月から12月分）」のデータが新たに取得可能となります。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用者登録が必要です。

是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。

詳細については、国税庁ホームページ「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

～ 国税庁ホームページから確定申告（e-Tax） ～

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成できますので、是非ご利用ください。

これまでパソコンで「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税の申告書を作成し送信するには、ICカードリーダーが必要でしたが、令和4年1月からは、パソコンの画面に表示される二次元バーコードを対応スマートフォンで読み取ることで、ICカードリーダーがなくても、e-Tax送信が可能となります。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告される方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

是非、スマートフォンでe-Taxをご利用ください。



# 国税庁ホームページ「タックスアンサー」をリニューアルしました！



国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を調べることができます。

令和4年1月にリニューアルを行い、様々な検索方法が使えるようになりましたので、確定申告書作成の参考として是非ご利用下さい。

スマートフォン等で、  
右のコードから  
アクセスできます。



電話による国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」で集中的に受け付けております！

最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

なお、確定申告期におきましては、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちらでもご利用ください。

## 北那覇税務署から 確定申告会場についてのお知らせ

感染症拡大防止のため、「提出のみ」と「申告相談」は別会場となります。

○提出のみを行う場合は、

**サンエーパルコシティ（オレンジゾーン5F）**で受け付けます。

設置期間：令和4年2月16日（水）～3月15日（火）

受付時間：午前9時～午後5時

※上記期間以外は、各税務署総合窓口で受付を行っています。

※提出窓口では、記載内容の確認や検算等はいりません。

○申告相談が必要な方の相談会場は、

**「浦添産業振興センター・結の街」**となります。

設置期間：令和4年2月1日（火）～3月15日（火）

受付時間：午前9時～午後4時

※上記期間中は、各税務署での申告相談は行っていません。

※混雑緩和のため、申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。「入場整理券」の配付状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ 土日・祝日は開設しておりませんが、2月20日（日）及び2月27日（日）に限り開設します。（受付時間：午前9時～午後4時）

※ 会場である「サンエーパルコシティ」・「浦添産業振興センター・結の街」への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※ 相談会場は大変混雑することが予想されますので、申告相談で来場される方は2月中での来場をお奨めします。

## 確定申告×マイナポータル

～申告書の自動入力対象が拡大します～

令和3年1月から、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーなどを利用して申告書を作成する際、マイナポータルと連携することで、控除証明書等の情報を一括取得し、該当の各控除欄に金額等を自動入力することができます（マイナポータル連携）。

また、令和4年1月から、マイナポータルと連携することで一括取得、自動入力できる控除証明書等の対象が拡大します。（令和4年1月からは「ふるさと納税」や「地震保険料控除証明書」が新たに取得可能となります。）

（注）ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>



今年は自宅で確定申告

詳しくは  
国税庁ホームページへ

マイナポータル連携

検索



## 消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税は正しくお早めに

### 【令和3年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ・ 令和元年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ・ 令和元年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和2年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ・ ・ ・ に該当しない場合で、令和2年1月1日から同年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者

申告期限・  
納期限は

3月31日(木)

振替納税の  
振替日は

4月26日(火)



**消費税の申告書は  
国税庁ホームページで  
作成できます！**

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができます。

作成した申告書をe-Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

詳しくは

国税庁

検索